

東綾瀬公園マネジメントプラン

東綾瀬公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

目次

はじめに	41-3
I 東綾瀬公園の基本的事項	41-4
1 都市計画等	
2 過去の取組等	
3 社会状況等の変化	
II 東綾瀬公園の開園概要	41-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東綾瀬公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	41-7
2 取組方針	41-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	41-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東綾瀬公園の現況写真	
<資料編>	41-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東綾瀬公園に関する資料	

はじめに

「東綾瀬公園マネジメントプラン」は、平成27年3月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな10年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京2020大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東綾瀬公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第 61 号東渕江公園
- ・位 置 足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目及び谷中一丁目各地内
- ・面 積 17.40ha
- ・種 別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和 32 年 12 月 21 日 建設省告示第 1689 号
(最終) 昭和 42 年 8 月 15 日 建設省告示第 2423 号

(2) 東綾瀬公園の基本的な性格・役割

東綾瀬公園は、区部北東部に位置する。区画整理事業から生み出された公園であり、地域の住区基幹公園の機能を持たせるなどの理由から、各住区に広場が点在し、園路により遊歩道的に連絡されている。「三世代スポーツパーク」を公園づくりのテーマとして、各エリアに子供から高齢者までの各層が気持ちよく感じ、自然に体を動かすことができる施設を配置している。さらに、それぞれの各エリアをつなぐ遊歩道空間が公園全体に一体感を持たせ、公園の連続性や周回性を高めている。

なお、東京都地域防災計画及び足立区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

東綾瀬公園の整備計画（昭和 62 年）

公園全体の機能充実を図るための基本的な考え方

- ・スポーツ施設に対する都民ニーズの要請に応えるため、各層が共に気持ちのよい空間で楽しく健康づくりの行える公園として計画テーマ「三世代がスポーツを楽しめる公園」として設定する。
- ・計画地は、逆 U 字型をした全体として緑のネックレスのような地勢の公園である。このため、全体として一体感を持たせ、有効な公園利用を促すため、公園の連続性、周回性を高める。
- ・既存のサクラを活用し、公園全体をサクラの名所としていくと共に、スポーツ施設の整備に対応し、周辺整備を行う。なお、地元区の水路整備構想と整合を図るなかで、公園内に身近な自然に接することのできる水環境施設の整備を図る。

2 過去の取組等

「東綾瀬公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去 7 年間の取組みおよびその成果等は、以下のとおりである。

(1) 過去の取組成果

- 地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園
防災公園整備基本計画を策定し、防災関連施設を整備した。また、地元区や消防署

と連携した防災訓練を実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

主に高齢者を中心とした健康増進プログラム「ノルディックウォーキング」を実施した。

(2) 東綾瀬公園のテーマとこれまでの実績

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

テーマ：緑の中でからだ動かす多世代交流公園

実績：
・都民協働推進によりみどりの愛護功労者表彰を受賞
・多世代が参加できる公園主導型の防災訓練を実施

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京2020大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・足立区「都市計画マスタートップラン2017」（平成29年10月）
- ・東京都景観計画（平成30年8月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画　震災編（令和元年7月）
- ・足立区地域防災計画（令和3年度修正）
- ・足立区「第三次足立区緑の基本計画」（令和2年12月）
- ・第二次足立区景観計画（令和3年1月）

II 東綾瀬公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立東綾瀬公園（ひがしあやせこうえん）
開 園 日 昭和 41 年 7 月 11 日
開園面積 158, 969. 79 m² (令和 3 年 12 月 1 日現在)
公園種別 総合公園
所 在 地 足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目、谷中 1 丁目
ア クセス JR 常磐線・東京メトロ千代田線「綾瀬」、駐車場（有料・24 時間）

(2) 主な公園施設

管理事務所、野球場、テニスコート、運動広場（ゲートボール場）、東京武道館（オリンピック・パラリピック準備局所管）、東綾瀬公園温水プール（区営）

2 利用状況等

(1) 利用概況

本公園に多方面の地域から来園することや、ブロック毎の施設がそれぞれ特徴あることから、ブロック毎で平均して利用されている。

野球場は老朽化しているものの強い利用需要があり、夜間の利用も可能である。

U 地区は駅前の広場として、昼夜問わず、利用人口が最も多い。ハトが多いことからハト広場と呼ばれている。

C 地区は東西に公団東綾瀬団地があり、子供の利用度が高く園内で一番活気があるエリアである。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	2 年度	元年度	30 年度	29 年度	28 年度
年間総計（人）	2, 475, 402	3, 480, 404	3, 889, 286	1, 240, 892	1, 502, 735

・月別利用者数の推移

2 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	205, 505	205, 214	187, 527	167, 916	183, 076	168, 197
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	210, 964	254, 910	248, 058	197, 664	220, 640	225, 731

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

4 団体・約 40 名が、花壇管理などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和 2 年度実績は資料編参照）

「ワインターライムミネーション」「わんわんセンター」などが行われた。

III 東綾瀬公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体的な数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【】内には、関連するパークマネジメントマスターplanのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

東京2020大会に向けて、障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するため、ユニバーサルデザイン化をした施設については、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を發揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

・東京都地域防災計画による指定

避難場所

医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（東側野球場（A地区）・西側野球場（F地区））

災害時臨時離着陸場候補地（東側野球場（A地区）・西側野球場（F地区））

・足立区地域防災計画による指定

避難場所

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績、

■目標3：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

日常的な施設清掃に加え、巡回やマナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組

■目標4：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・イベント広場などのあるゾーン（A地区）

東西に東綾瀬団地があり、日常的に遊具利用の親子連れ等が主であるが、イベント広場としても利用されており、地域の活動拠点としての利用に対応していく。草地広場については、主に休憩などの憩いの場としての利用に対応していく。

- ・ハト広場のあるゾーン（U地区）

ハト広場として呼ばれている綾瀬駅前の広場で、絶えず人通りのある賑わいのある広場であり、散策や休憩等の利用のほか、公園で開催される各種イベント会場としての利用にも対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・水の広場などのあるゾーン（B～E地区）

幼児用遊具施設が園路沿いにあり、地域の親子連れ等の利用が主である。幼児が安心して安全に遊べるように対応していく。

- ・野球場を取り囲む樹林のあるゾーン（F地区）

野球場を囲むように桜並木やラクウショウが見どころになっており、樹林の維持管理に努める。

- ・せせらぎのあるゾーン（F～N地区）

花畠川を水源とするかつての農業用水が活かされたせせらぎ（区の施設）があり、鯉が泳いでいる様子やカルガモの孵化も観察といった利用に対応していく。

- ・健康遊具のあるゾーン（L・M・N地区）

樹林に囲まれた園路沿いに健康器具などが点在して配置されている。安全で快適な利用に対応していく。

- ・東京武道館へのアプローチとなるゾーン（P～T地区）

水景施設と彫刻（区の施設）による演出により、明るい空間になっている。東京武道館へ至る主動線として対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン（A地区）

野球場（2面）・テニスコート（4面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。また、ゲートボールのできる運動広場は安全で快適な利用に対応していく。

なお、A地区野球場については、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・コミュニティープール（区営）のあるゾーン（A地区）

運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。

- ・野球場のあるゾーン（F地区）

野球場（1面）・少年野球場（1面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

なお、F地区野球場については、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・東京武道館のあるゾーン（O地区）

運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン（W・X地区）

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。なお、園路との間の植栽帯はボランティアによる花壇整備が行われている。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン

利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部

本公園は、区画道路等を介して住宅地と接する箇所が多い。そのため、外縁部の植栽等については、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 東綾瀬公園

A compass rose with a vertical line pointing upwards labeled 'N'.

0 50 100M



凡例

記号	名 称
A	多目的広場ゾーン
E	休息・散策ゾーン
G	スポーツゾーン
M	駐車場ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン

この地図は、国土理原長部屋（平24年6月6日）にて作成した原図（S=12500）を複用し、都市区域図（S=1:2500）として作成したものである。無断転載を禁ずる。

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育していく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様な立地に応じたきめ細かい維持管理

本公園は、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。また、本園は地域の桜の名所でもあり、サクラの保護育成のほか、桜花期対策も実施する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

野球場やテニスコート、A地区広場などの運動施設や広場を活用して、緑の中できれいな運動空間を提供する。また、子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントを開催することにより、都民の健康づくりの場を提供する。

②地域との協働による公園づくり

都民が緑の魅力に気づき、楽しめるように、身近にある自然についての情報発信を強化して、公園の活動に参加してくれるよう誘導する。

花壇づくりにあたり、地域のボランティアグループとの連携を図るなど、都民との協働管理の体制づくりを検討していく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

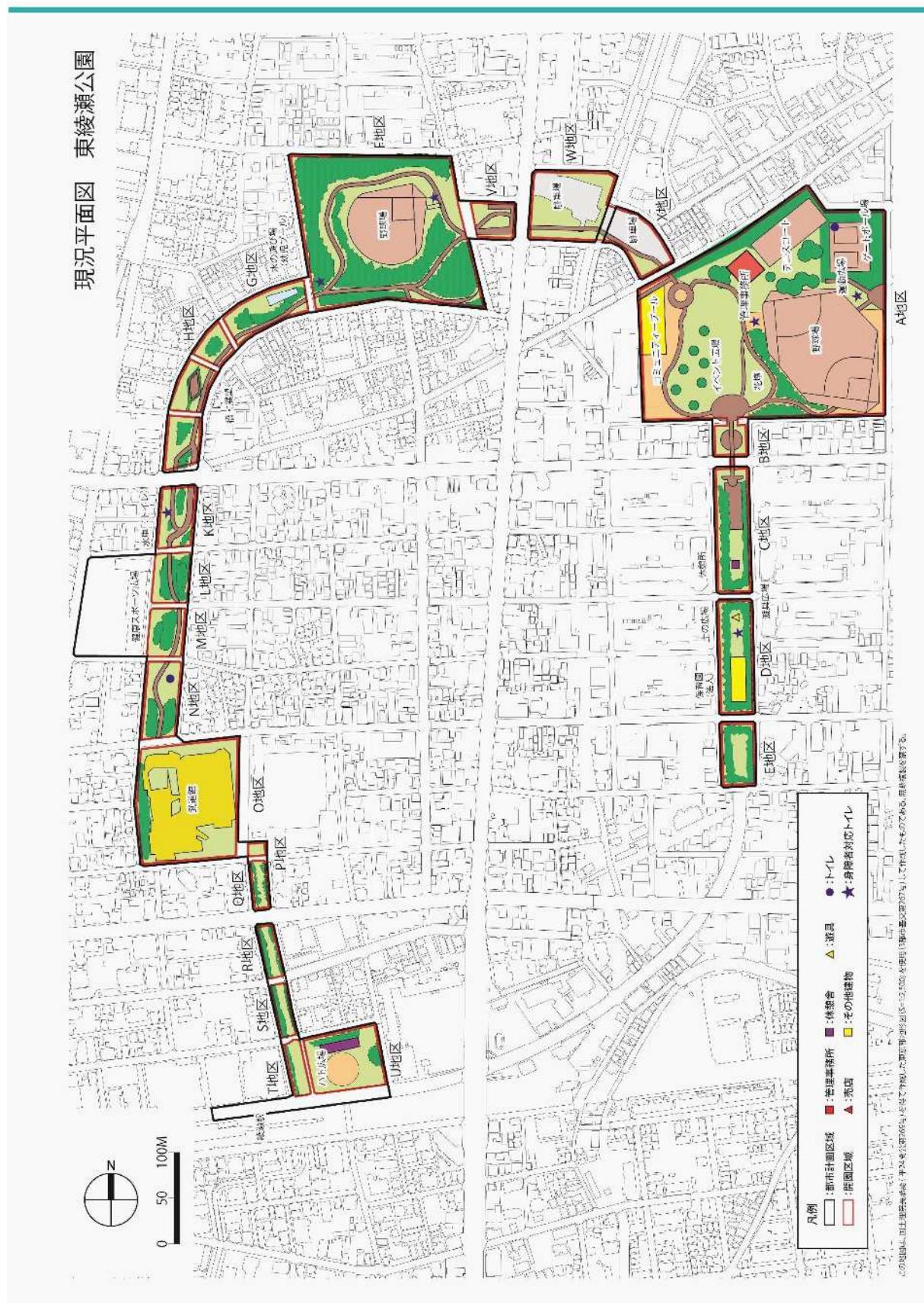
- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

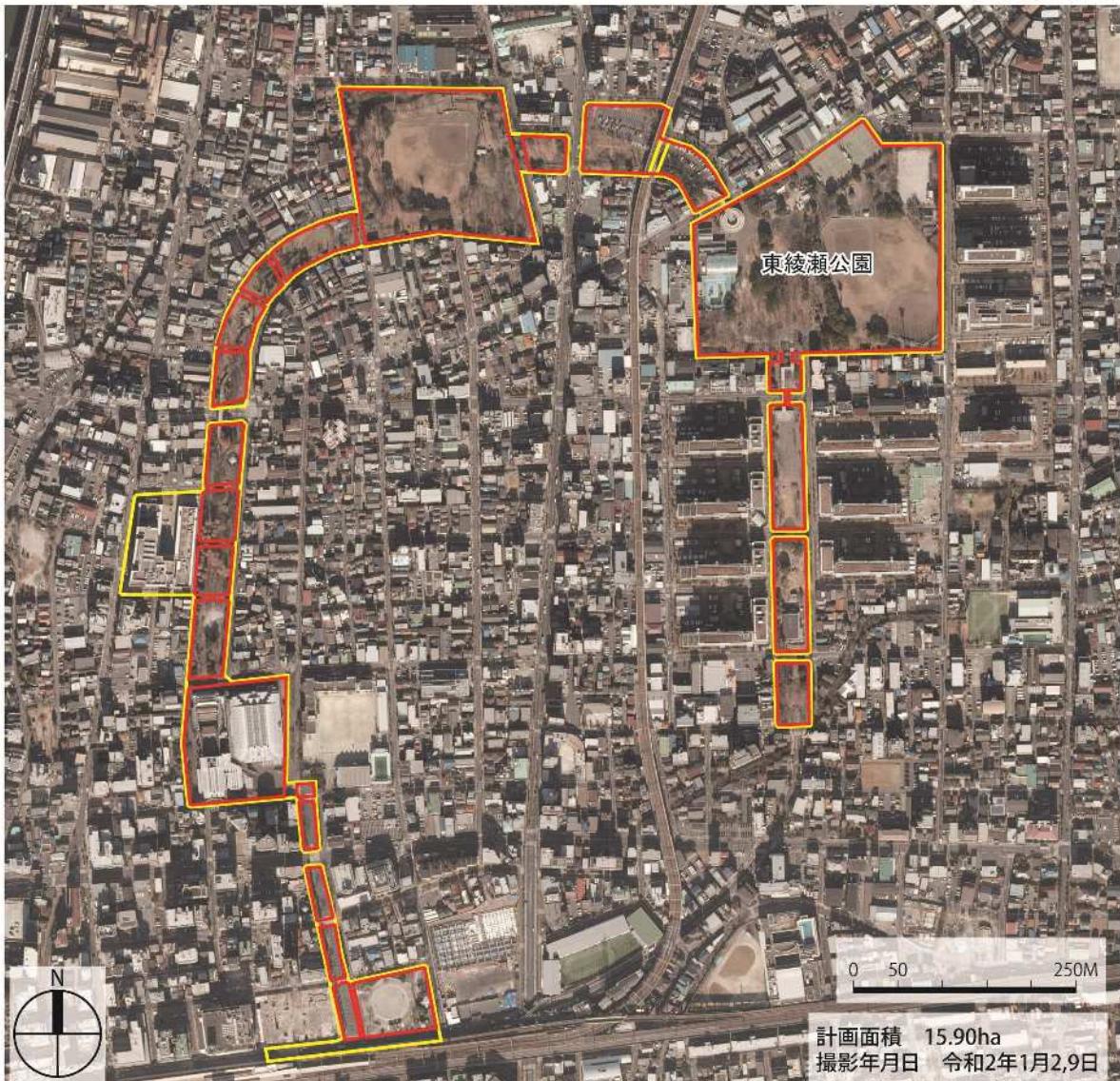
(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。



周辺土地利用図(空中写真)

東綾瀬公園

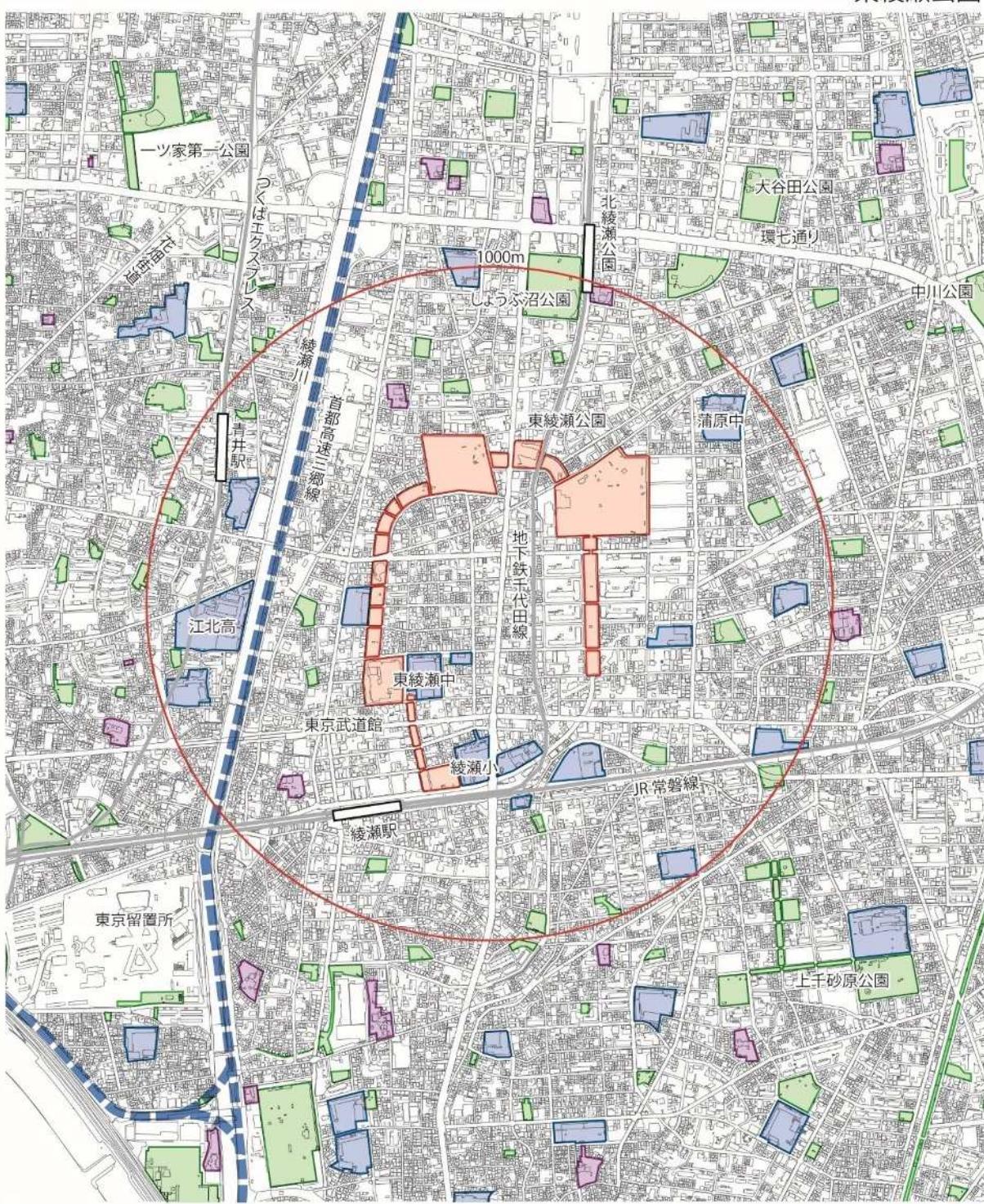


赤い線：開園区域

黄色い線：都市計画決定区域

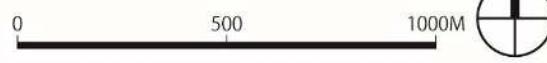
周辺土地利用図(地図)

東綾瀬公園



この地図は、国土地理院承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地 □:学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



東綾瀬公園の現況写真 【令和3年8月撮影】

①W地区駐車場



②A地区プール



③A地区イベント広場



④A地区管理事務所



⑤A地区野球場



⑥A地区花壇



⑦C地区舗装広場



⑧D地区遊具広場



東綾瀬公園の現況写真 【令和3年8月撮影】

⑨D地区保育園



⑩F地区野球場



⑪G地区幼児用プール



⑫地区冒険コーナー橋渡り



⑬M地区健康スポーツ広場



⑭Q地区・舗装広場



⑮T地区



⑯U地区ハト広場

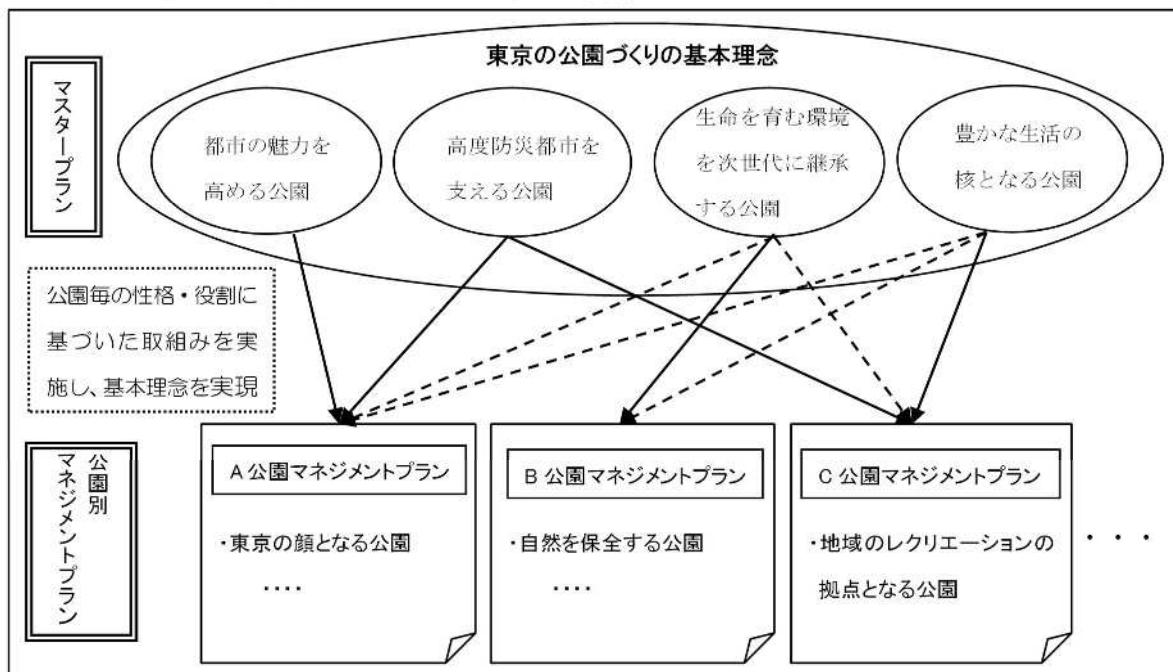


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスターplanと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスターplanは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・N P O・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスターplan策定後10年の社会状況の変化、当初マスターplanの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東綾瀬公園が担うことになるプログラムには◎を、東綾瀬公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスターplanと本planとの関係は下図のとおりである。

マスターplanと公園別マネジメントplanの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 東綾瀬公園

基本理念	プロジェクト		プログラム		
都本市本の理念を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし			
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
	高基度本防理災念都2市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入		○
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
		プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
			(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○
			(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象灾害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
に生基地命本承を理す育念するむ3公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし			
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○	
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
	豊かな基本理念活性の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
			(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
		プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			(2)都民からの寄付の受け入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置 ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○
		(4)都立公園を支える人材の育成	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 都立公園を支える人材の育成	○	

資料2 東綾瀬公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 18 年 8 月	内務省告示第 522 号「東渕江緑地」として都市計画決定（当初）
1943 年	
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
1957 年	
昭和 41 年 7 月	北三谷土地区画整理組合から土地の管理引継
1966 年	6.4ha を開園
昭和 42 年 8 月	建設省告示第 2423 号により、都市計画変更
1967 年	
昭和 42 年 5 月	綾瀬土地区画整理組合から土地の管理引継
1967 年	
昭和 44 年 7 月	土地区画整理組合法第 105 条第 3 項の規定により東京都に管理引継された土地 7.4ha を帰属
1969 年	
昭和 50 年 5 月	下谷土地区画整理組合から土地の管理引継
1975 年	
昭和 51 年 7 月	下谷中土地 1.1ha の所有権を東京都に帰属
1976 年	
昭和 56 年 3 月	足立区の運動施設として水泳場を設置
1981 年	
昭和 61 年 5 月	東京都第二次長期計画にて都立武道館建設の決定
1986 年	
昭和 61 年	東綾瀬公園基本計画の策定
1986 年	
平成 2 年 2 月	都立武道館開設
1990 年	
平成 3 年 4 月	温水プール（区営）開設
1991 年	
平成 6 年 6 月	522 m ² を追加開園

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- 地形は全般的に平坦で、変化に乏しい。
- 本公園の敷地は、元来水田であったところに盛土を 60~100cm ほど行ったものである。土壤の状況は、地表から 10cm 程度は比較的良好であるが、それより深い部分は強く締め固められている。植物の根の生長の面では好ましくないため、植栽に当たっては客土等を行う必要がある。
- 盛土下部は、排水が不良であり、地下 150 cm 前後に地下水位がある。
- 地下水位が高く、雨後は広場などに水が滞留している。
- 当公園の樹木は、全体的に活力が低いが K~N 地区は、比較的土壤が良好なことから、樹木の生長がよい。

2) 社会的環境

- 綾瀬駅周辺は商業地域、東側は第一種中高層住居専用地域、西側は第一種住居地域となっている。

- ・JR常磐線、東京メトロ千代田線の綾瀬駅前に位置しており、公園入口は駅より徒歩1分の距離にある。
- ・本公園のA地区に区立東綾瀬公園温水プールがある。
- ・本公園のO地区に東京都武道館がある。
- ・本公園のU地区は綾瀬駅前にあり、ハト広場として区民にコミュニティースペースとして利用されている。

(3) 園内のトピックス

①せせらぎ（区へ設置許可）

公園西側のF～R地区に花畠川を水源とする東綾瀬せせらぎ水路がある。今では鯉やカルガモ等が棲みついている。

②歩道橋

園内の3ヶ所に形のおもしろい造りの歩道橋がある。河内橋はアルルのはね橋風、三牧田橋と北三谷橋は床タイルの模様が美しい。

(4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

(5) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設 年間使用率 (%)

施設名		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
野球	昼間	29.8	37.3	31.3	28.9	35.7
	休	91.1	88.8	90.6	91.7	93.4
	夜間	58.7	65.1	59.2	62.5	64.0
	休	86.5	77.4	76.0	77.3	78.2
テニス (人工芝)	昼間	32.0	35.1	34.8	37.8	35.4
	休	99.0	98.0	97.6	97.2	96.5
	夜間	57.5	55.1	54.6	63.1	57.1
	休	98.0	90.7	91.7	92.7	90.9

注) 平: 平日、休: 土日祝日

2) 公園占用の状況

(件)

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
写真撮影	1	3	0	1	0
映画等の撮影	2	5	2	5	4
その他	0	9	16	15	9

3) 主な催し物

令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベ ント	1	七夕飾り	7月	10
	2	巨大かぼちゃ展示	9月～10月	—
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	9
	2	無線LANスポット	3月	—
	3	公園リーフレット	9月／3月	800部
	4	ワインターイルミネーション	11月～12月	500
都民 協働	1	パークミーティング	1月／2月	12
	2	花壇作り	通年	920
	3	スクールパートナー	6月／10月～1 月	28
	4	ふちボランティア	12月	4
	5	わんわんサポーター	10月～12月／ 3月	63

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベ ント	1	ペットマナーアップ活動	4月	13
	2	七夕飾り	4月／7月	180
	3	巨大かぼちゃ展示	9月～10月	—
	4	冬飾り	11月～2月	1380
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	7
	2	公園リーフレット	9月	300部
	3	季節のワークショップ	4月／5月／7 月／10月～12 月	683
	4	インタープリタープログラム	7月／10月／ 11月	64
	5	ノルディックウォーキング	4月～6月／10 月～2月	164
	6	スタンプラリー	4月～5月	台紙2500枚／ ゴール25人
	7	オータムフェスタ	10月	800
	8	ワインターイルミネーション	11月～1月	100
都民 協働	1	パークミーティング	2月	20
	2	花壇作り	通年	815
	3	スクールパートナー	4月～7月／9 月～2月	359
	4	足立区・自治会との活動	4月／6月／10 月／12月～3 月	8／職員7
	5	公園周り落葉清掃	11月	26
	6	ふちボランティア	5月／12月	30

	7	わんわんサポーター	4月／5月／10 ／12月／3月	40
--	---	-----------	---------------------	----

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベ ント	1	ペットマナーアップキャラバン	通年	345
	2	七夕飾り	6月～7月	560
	3	冬飾り	11月～2月	—
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	22
	2	東綾瀬公園新聞	10月／2月	2500部
	3	公園リーフレット	9月	300部
	4	臨時売店	10月	—
	5	オフスクールパーク	3月	50
	6	季節のワークショップ	4月／7月／10 月／12月／3 月	181
	7	インタープリタープログラム	7月／8月／11 月	130
	8	ノルディックウォーキング	4月～6月／10 月～3月	237
	9	スタンプラリー	3月	—
	10	フォトコンテスト	10月～1月	応募34作品、 入選4作品
	11	オータムフェスタ	10月	2000
	12	巨大かぼちゃ展示	9月～10月	80
	13	ワインターイルミネーション	12月～1月	3000
	14	防災フェスタ	3月	1000
都民 協働	1	パークミーティング	4月／11月／2 月／3月	44
	2	花壇作り	通年	1089
	3	スクールパートナー	4月～7月／9 月～3月	195／職員3
	4	足立区・自治会との活動	5月～6月／9 月～2月	27
	5	大学連携	3月	5
	6	公園周り落葉清掃	11月	35
	7	ふちボランティア	12月	12

4) 主な活動団体（令和2年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
さくら組	花壇作り	4
ハーブボランティア	花壇作り	18
MKN会	花壇作り	7
綾瀬わんわんサポーター	美化活動	15